

## 年金の予約相談をご利用ください

日本年金機構では、予約での年金相談を実施しています。

年金事務所の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金の相談をする人は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

### ■予約相談のメリット

- ご自身の都合に合わせて、スムーズに相談できます。
- 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応します。

### ■受付期間

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。  
※連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書を準備ください。  
※「石巻年金事務所希望」または「気仙沼出張相談所希望」と申し出ください。

### ■予約相談の時間帯

月曜日～金曜日:午前8時30分～午後4時  
(※石巻年金事務所のみ月曜日延長開所:午後6時まで)  
毎月第2土曜日:午前9時30分～午後3時  
(石巻年金事務所のみ)

### ■代理人の相談

- 代理人が相談する場合は、委任状が必要になります。

#### 〈予約先〉

石巻年金事務所お客様相談室 ☎0225-22-5118



### 〈次回の役場での年金相談会〉

【日時】5月9日(水) 午前10時～午後3時30分

【場所】南三陸町役場1階会議室

※石巻年金事務所への事前予約が必要です。

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

## 毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～4月11日は「家族・職場の緊急時連絡先・避難場所を確認する日」です～

新年度、新学期を迎えたこの時期に、緊急時の連絡先、連絡体制や避難場所を確認しましょう。

### 家族それぞれの緊急時連絡先や避難場所を改めて確認しましょう

新年度、新学期を迎えて、多くの学校、職場などが新しい環境となります。

この機会に、1日の中で何時にどこにいるかを整理し、その時々場所における連絡手段、避難場所を確認しておきましょう。

家族それぞれが確認した緊急時連絡先・避難場所などの情報を家族の皆さんで共有しましょう。

また、大規模災害時において連絡手段を失った場合に備えて、状況が落ち着いてからの参集場所についても話し合い、決めておきましょう。

「減災」は、皆さん一人ひとり、そして家庭や企業における取り組みが基本となります。今年度も、「自助」や「共助」の取り組みについてよろしくをお願いします。

☎ 危機管理課住民安全係 ☎46-1376

### 緊急時連絡先や避難場所を各自で確認し職場内で共有しましょう

勤務時間内外における緊急時の連絡体制を確立しておきましょう。

避難場所は、仕事場ごとに確認し、職場内でその情報を共有しましょう。

人事異動があった場合や新しい仕事場ができた場合には、連絡体制および避難場所を随時見直すことが重要です。

## 飼い犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です

犬を飼っている人は、住んでいる市町村に犬の登録を行わなければなりません。登録は1頭の犬につき生涯1回ですが、引っ越しをした場合や所有者が変わった場合、死亡した場合は届け出が必要となります。

また、生後91日以上の犬は、年1回狂犬病予防注射の接種も義務付けられています。町が行う平成30年度狂犬病予防注射(集合注射)は、次の日程で実施します。

月 日	時 間	会 場
4月26日(木)	午前10時00分～午前10時40分	入谷公民館
	午前11時00分～午前11時20分	大船地区公民館
	午後 1時10分～午後 1時30分	戸倉公民館
	午後 1時40分～午後 2時00分	荒町ふれあいセンター
	午後 2時30分～午後 3時00分	ベイサイドアリーナ駐車場
4月27日(金)	午前10時30分～午前10時50分	上沢集会所
	午前11時10分～午前11時30分	活性化センターいずみ
	午後 1時00分～午後 1時40分	平成の森(管理棟前駐車場)

### 集合注射会場に持参するもの

通知はがき

注射料金3,100円

(注射料2,550円、手数料550円)

※生後90日以内の犬、妊娠している犬は注射をすることができません。また、体調の悪い犬や高齢犬については、事前に担当課まで相談ください。  
※料金はお釣りがないようにご協力ください。

### それ以外の手数料

犬を初めて登録する人

3,000円

動物病院などで予防注射が済んだ人

550円

☎ 環境対策課環境政策係 ☎ 46-5528  
歌津総合支所住民福祉係 ☎ 36-2111

## 皆さんの意見をお寄せください パブリックコメントを実施します

パブリックコメントは、町の基本的な政策などの意思決定の際に、皆さんが意見を述べられる場を設け、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。

### 南三陸町中小企業・小規模事業者等振興基本条例(素案)

中小企業や小規模事業者の活動は、地域のなりわいやにぎわいの創出に大きな貢献を果たしてきました。今後も町民が生き生きと働くことができ、厳しい環境下にあっても希望と誇りを持ち続けられる町であることを目指し、中小企業・小規模事業者や産業団体、町民との協働で地域の振興を図っていくため、条例の制定を予定するものです。

☎ 商工観光課商工業立地推進係

☎ 46-1385 FAX46-5348

メールsyoukou@town.minamisanriku.miyagi.jp

### 【意見を募集する期間】

4月4日(水)～26日(木) **必着**

### 【関係資料の公表場所】

商工観光課、歌津総合支所、町ホームページ

### 【意見の提出方法】

規定の用紙に氏名、住所などを明記し、担当課あてに郵送、ファクシミリ、メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。

※電話や口頭による意見提出はできません。